

VII

金融商品会計基準等との比較で理解

電子記録移転有価証券表示  
権利等の会計上の留意点

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 木村 寛人

【この章のエッセンス】

- 12月決算会社では、今事業年度において実務対応報告43号を早期適用することが可能である。
- 電子記録移転有価証券表示権利等の発行および保有の会計処理および開示は、基本的に従来のみなし有価証券の発行および保有の会計処理および開示と同様に取り扱う。

はじめに

2019年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律28号）により、金融商品取引

法が改正された（以下、「改正金融商品取引法」という）。この金融商品取引法の改正を受け、企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）から、2022年8月26日に、実務対応報告43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下、「実務対応報告43号」という）が公表<sup>(1)</sup>されている。実務対応報告43号は、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首（12月31日が決算日である会社では2024年1月1日）から適用することとされているが、改正金融商品取引法はすでに2020年5月より施行されていることとの関係から、公表日以後終了する事業年度および四半期会計期間から早期適用することが認められている（実務対応報告43号13項および48項）。

本章では、12月決算会社が実務対応報告43号の早期適用を選択した場合に、2023年12月決算において適用される電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理および開示について解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、所属する法人の見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

<sup>(1)</sup> 本実務対応報告の全文については、ASBJのウェブサイト（<https://www.asbj.or.jp/accounting-standards/practical-solution/y2022/2022-0826.html>）を参照（G1J）。

実務対応報告43号の概要

(1) 範囲

実務対応報告43号では、株式会社が、「金融商品取引業等に関する内閣

府令」（以下、「金融業等府令」という）1条4項17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行または保有する場合の会計処理および開示が対象とされている（実務対応報告43号2項）。ここで、「電子記録移転有価証券表示権利等」とは、金融業等府令1条4項17号に規定される権利をいい、金融商品取引法2条2項に規定される有価証券とみなされるもの（以下、「みなし有価証券」という）のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものをいう（実務対応報告43号3項）。

(1) 金融商品取引法2条の有価証券と電子記録移転有価証券表示権利等との関係は、次頁図表1のとおりである。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が展開していくかは現時点では予測することが困難であると考えられたため、早期に会計基準を開発することを優先する観点から、組合等への出資のうち電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示したものの保有の会計処理など一部の論点については、実務対応報告43号では取り扱わないこととされ